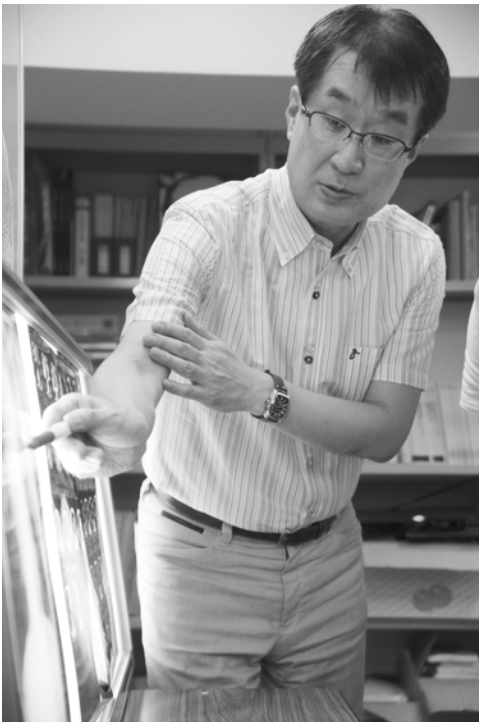


関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2013. 10.10発行〈通巻第438号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 西成区でも石綿公害が明らかに!
健診で中皮腫1名、肺がん1名、石灰化ブランク9名
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子 …………… 2
- 職業性胆管がん事件 さらに3件を業務上認定
極めて悪質 SANYO-CYP社書類送検 …………… 6
- 釜山高裁、石綿被害集団訴訟の控訴審でも
「政府と日本企業、責任なし」…………… 10
- 韓国からのニュース …………… 12
- 前線から …………… 17
はつりじん肺損害賠償訴訟 第20回弁論報告 大阪

9月の新聞記事から／19
表紙／西成区の住民健診の結果について説明する水嶋潔医師
(2013年9月5日 撮影:今井明氏)

'13 10

西成区でも石綿公害が明らかに！

健診で中皮腫1名、肺がん1名、石灰化プラーク9名

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

大阪市内で初めての石綿公害発覚

大阪市西成区にあった旧石綿工場周辺住民の多くに石綿健康被害が発生していることが解った。工場名は「大阪パッキング製造所」で、現在の「日本インシュレーション」。大阪パッキング製造所は戦前から大阪市西成区千本通7丁目（現在の大阪市西成区千本中2丁目）にあり、1914年（大正3年）から操業していたが、1964年（昭和39年）に岐阜市瑞穂市に移転した。西成区の工場では、断熱保温材、石綿円筒などを原料から製造していた。

以前から旧工場周辺の被害情報はあったものの、なかなか確認がとれない状況が続いていた時、中皮腫を発症している患者との出会いが大きな転機となった。

2012年2月25日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部で患者会が行われ、その時に見慣れない初老のご夫妻が参加していた。この男性Nさん（75歳）は職業曝露歴が無いのに中皮腫を発症していた。ご本人の記憶では、成人するまで大阪市西

成区の石綿工場の直近に住んでいたという。その話を聞いた私は全身に緊張が走った。すぐさま、関西労働者安全センターの片岡さんに連絡して西成区のその工場周辺の地図をFAXして貰った。患者会終了後、聞き取りをさせてもらった結果、間違いなく大阪パッキングの周辺住民被害者だと確信した。

私が最初に西成区居住者の中皮腫情報を聞いたのは、クボタショック直後の相談電話だった。それから数人の中皮腫患者と胸膜プラーク所見者と出会った。しかし中皮腫の患者さんは詳細な聞き取りが出来ないままに逝去したり、あるいは若くて発症した方は幼少期の事なので記憶が無く、調査が困難だった。

Nさんは誕生から成人するまで大阪パッキングの工場近隣に住んでいたため、当時のことを詳しく教えてくれた。Nさんとの出会いによって、大阪パッキング周辺の被害を確信した私たちは、Nさんの強い希望もあり、「日本インシュレーション株式会社（JIC）」に対して申し入れを行う事になった。

健診結果とマスコミ発表

既に胸膜プラーク等の所見が確認されている方を除いて、9名が健診を行うことになった。健診に当たり会社の指定する「居住歴を証明する」書類等を準備した。全てが整って12月にJICの指定する「福島健康管理センター」を個々に受診してもらった。そこではレントゲンとCT撮影を行った。する9名中5名の方に所見が確認された。そして更にその健診結果を「みずしま内科クリニック」の水嶋先生に読影してもらったが、9名中8名に、水嶋クリニックを受診してもらうことになった。福島健康管理センターの画像だけでは詳細な読影が出来なかったからだ。そしてその後にみずしま内科クリニックを受診した人もいたので、それら検査結果を公表する事になった。

その内訳は。

・健診受診者（最初の健診とみずしまクリニックの健診を含む）12名

（胸膜石灰化プラークなどの有所見者が11名確認）

・みずしま内科クリニック未受診者 5名
（中皮腫1名、肺がん1名、5名中読影にて所見を確認3名）

これら計17名の内訳をみると、結果は、所見無しが1名、胸膜プラーク疑いが4名、胸膜や横隔膜の石灰化プラークが11名にのぼった。このプラーク有所見者11名のうち、1名は肺ガン、1名は元労働者だった。そして、1名の中皮腫はNさんということになる。つまり、石綿公害による健康被害として

11名が確認されたのだった。すべての方が、大阪パッキングから半径300m以内に居住歴か就学歴及び、就労職場があった。（次頁「株大阪パッキング製造所西成旧工場近隣住民等健診等結果」参照）

兄妹3人で被害に

2013年9月5日に検査結果が報道された後、新たな相談が寄せられた。その数は20件を超している。ある時、尼崎労働安全衛生センターの飯田さんを通じて大阪府議会議員を紹介された。府議会議員の話では「西成区に住んでいる女性から相談があり、妹が死亡して、その女性も症状が出ている」といった内容だった。その女性A子さんに連絡を取った。A子さんの話では、妹が腹膜中皮腫で死亡して、A子さん自身は胸膜石灰化プラークがあり、それは横隔膜にも及んでいるということだった。更に、この間のマスコミ報道を見て、A子さんの兄のBさんも半年に一度の健診を受けていると連絡があった。A子さんは10人兄弟で両親を含めて12人の大家族だった。大家族で賑やかに楽しく暮らした日々は、石綿の危険に曝されていたのだ。

肺がん発症者も

昨年6月10日の相談会を行っている最中に一本の電話が入った。相談者のY子さんは2010年11月に肺がんを発症して一部摘出手術を行ったという。執刀した医師の勧めで環境再生保全機構に「石綿による健康被

(株)大阪パッキング製造所西成旧工場近隣住民等健康等結果 H25年8月29日現在

区	年齢	大阪パッキング近隣住民	大阪パッキング(株)大阪工場 (西成区西成町1-2-1)	健康 年齢	病 歴	会社健康所見 (検査結果等)	みずしませんが、ニッポロ クリニック 呼吸器科 検査結果	呼吸器科 等結果の あり	検査結果	工場(中心) との距離
1	長 56	大阪府八尾市新町	828年～836年	7年	アトピー性皮膚炎	所見なし	大発汗			
2	長 60	大阪府八尾市西成区西成町1-2-1	822年～830年	7年	気管炎、慢性肺炎	大気汚染	慢性気管炎(軽)			約1キロ
3	長 54		同上	831年～834年	5年	気管炎、慢性肺炎	所見なし	慢性気管炎(軽)		約1キロ
4	女 60		同上	822年～830年	7年	気管炎	所見なし	慢性気管炎(軽)		約1キロ
5	女 60		大阪府西成区千本通7丁目	828年～836年	7年	気管炎、慢性肺炎	所見なし	慢性気管炎(軽)		500m以内
6	女 56		大阪府八尾市千本通7丁目	828年～836年	8年	気管炎、慢性肺炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎		
7	男 64	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	8年	気管炎、慢性肺炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
8	長 70	大阪府八尾市千本通7丁目	824年～832年	7年	慢性気管炎、慢性肺炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
9	長 70				大阪パッキング(株)大阪工場(西成区西成町1-2-1) 1973年2月15日～2012年2月21日	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			約1キロ
10	男 76	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	6年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
11	女 77	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	7年	気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
12	女 64	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	6年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
13	女 64	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	6年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
14	長 72	大阪府西成区千本通7丁目	822年～830年	8年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
15	長 64	大阪府西成区千本通7丁目	824年～832年	6年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
16	長 56	大阪府西成区千本通7丁目	828年～836年	8年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内
17	長 70	大阪府八尾市千本通7丁目	824年～832年	6年	慢性気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎、気管炎	慢性気管炎、慢性肺炎			500m以内

※大阪パッキング西成旧工場の石棉使用期間は1949年(824年)～1964年(839年3月)とした。

害救済法」の申請を行った。2011年2月のことだった。申請から数カ月後に環境再生保全機構から「石綿小体の数が3000本を超しているが認定基準の5000本に満たないので、更に繊維計測を行う」と連絡があった。Y子さんはその結果を待っていたが一向に連絡が無いので、新聞記事を見て相談電話をか

けてきたのだ。Y子さんの相談を受けて環境再生保全機構に尋ねると、「石綿計測には時間がかかるので」という答えだった。

Y子さんの自宅は大阪パッキングから300m以遠の距離だが、幼稚園と中学校が300m以内の距離に有った。中学校の3年間、クラブ活動に熱心だったY子さんは毎日校舎の

周辺をランニングして工場の近くも走っていた。その証拠にY子さんの肺内からは通常では考えられない石綿小体が見つかったのだ。

環境省と大阪市に リスク調査の要望を申し入れ



9月9日の午後から環境省において「第23回石綿の健康影響に関する検討会」が実施されることになったので、同日午前中に川田龍平参議院議員の力添えにより環境省に対して申し入れを行った。かつて石綿工場があった全国7か所の地域では石綿による健康リスク調査が行われているので、大阪市もその指定地域に加えてもらうように要請した。希望的観測では環境省の対応は「良かった」と思った。

更に、9月25日には大阪市に対しても申



工場をプロットした大阪市地図

環境省での記者会見

し入れを行った。かつて大阪市は、環境省からリスク調査の打診があったが漸っている。2008年のことだった。今回は地元住民の石綿被害が発覚して、大阪市への申し入れの時には地元の被害者、前出のA子さんも同行して被害状況を訴えた。

かつて大阪市内には72ヶ所の石綿製品加工製造工場があった。今回は西成区の被害が問題となっているが、他にも西淀川区、平野区等からも相談が寄せられている。リスク調査は西成区だけでは無く、大阪市全体の問題として取り組んでもらえるように強く働きかけた。(次頁要請文参照)

環境公害被害者救済の問題点

最後になったが、大阪市西成区の環境被害問題を通じて解った事がある。今までに問題化している地域の環境被害は、尼崎市(クボタ)、泉南阪南地方(石綿工場多数、三菱マテリアル建材)、岐阜羽島(ニチアス)、横浜市鶴見区(現エー&エーマテリアル)、奈良(ニチアス)、鳥栖市(エタニット)、北九州市門司区(浅野スレート、エー&エーマ

2013年9月9日

環境大臣 石原伸晃 殿

石綿の健康影響に関する調査（以下、リスク調査）
および周辺住民等の健康管理、石綿被害救済に関する要請

アスベスト被害地域住民ネットワーク
（事務局：石綿対策全国連絡会議）
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部

貴省によるリスク調査は、平成22年度から第2期として、5年計画で実施されてきています。

この第2期リスク調査の開始前にあたって、私どもより、平成21年6月18日付けで「石綿健康被害救済法見直しに関する要請」（資料1）を貴職に提出し意見を伝えました経緯があることは、ご承知のことと存じます。

本年9月9日に開催されます「石綿の健康影響に関する検討会」では、第2期の3年目の結果が報告されることとなりますが、リスク調査をめぐる種々の問題点があると考えており、これは、折に触れて、貴省に指摘してきました。

さて、このリスク調査と関連する問題として、今般、大阪市西成区に新たに周辺被害を確認するに至りました。

この事実に基づいて、以下の事項を要請いたします。

1. 大阪府のリスク調査対象地域の中に、「大阪市西成区とその隣接地域」あるいは「西成区を含む大阪市内の石綿工場のあった地域」を含めてください。

（理由）

1964年まで石綿製品を製造していた（株）大阪パッキング製造所旧西成工場（現・日本インシュレーション株式会社、以下JIC）（当時、大阪市西成区千本通7丁目4（現在の、西成区千本中2丁目）の隣接地区において、居住歴以外に石綿ばく露が確認できない中皮腫患者（Nさん）の存在が判明し、2012年6月に新聞報道されました。（資料2）

この事実を受けて、Nさんとともに私どもより日本インシュレーションに対して、健康管理対策等を求める要請を行いました結果、会社負担による健診が実施されました。この健診を受けた方は9名でした。

その後、さらに「同地域の居住歴しかアスベストばく露を推定される経歴のない方」などからの相談が寄せられました。

会社負担の検診結果では胸膜プラーク有所見者が複数あったことから、その後の相談者を含めて、アスベスト専門医（みずしま内科クリニック 水嶋潔医師）の診断を受けていただくことにしました。診察に来られない方は画像読影等で所見の確認を行いました。

その結果、現在までに、10名の胸膜プラーク有所見者（すべて石灰化プラーク）を把握しました（資料3の6番から15番の方）。この10名のうち1名については肺がん（石綿小体数3191本）で環境再生保全機構に救済給付の申請を行っています。

この胸膜プラーク有所見者10名のうち9名は、大阪パッキング製造所旧西成工場中

心から直線距離でおおむね300メートル以内に居住、勤務歴がある方でした。1名は元労働者で、この方は石綿健康管理手帳を取得しました（資料3の9番）。またこのほかに、300メートル以内の居住歴があり、職場健診で横隔膜石灰化プラークと診断されている方が1名いることを確認しています（資料3の16番）。17番の方は、上記のNさんです。

一方、この地域の他の石綿工場としては、環境再生保全機構などの文書によれば、大阪パッキング製造所旧西成工場の南側に位置した「万年スレート」など複数の工場がありました。（資料4）

以上より、大阪パッキング製造所旧西成工場近隣にアスベスト飛散による環境汚染がかつて存在していたことが明確であること、かつ、ごく近隣の万年スレートの存在も考慮すると飛散アスベストの影響の範囲はより広いものである可能性があると考えます。

また、今回、把握された方々は私どもの相談活動という限定された範囲での把握です。アスベスト飛散の影響の範囲はごく近隣だけであるとするのは早計です。

大阪府では、河内長野市、泉南地域がリスク調査対象地域とされ、希望者は無料の石綿健診が受けられることになっていますが、現在までに把握された、上記、西成区における被害者、有所見者の状況を踏まえれば、西成区とその隣接地域についても同様にリスク調査の対象地域とするべきだと考えます。この地域が現在に至るまで住宅密集地であったことは、特に留意すべきです。（資料5）

さらに言いますと、大阪市については、西成区の他にもこの地域と同様に住宅に隣接した場所に相当数の石綿工場が存在していました（資料6）。

したがって、西成区のこの状況と同様の事象が起こっている可能性がありますから、この際、西成区を含む大阪市内の石綿工場のあった地域をリスク調査の対象地域とすることが妥当だと考えます。

2. 現在のリスク調査対象地域をはじめとした石綿工場周辺におけるアスベストばく露があったと推定される地域に居住、通学、通勤した者などが、継続的に自己負担なしに健康管理を受けられる制度を導入してください。この対象には、職業ばく露であっても労働安全衛生法による健康管理手帳制度の適用が受けられない方や、いわゆる家族ばく露を受けた方を含めてください。同時に、これまでのリスク調査の結果によって、周辺へのアスベストの大量あるいは相当量の飛散がすでに確認できていると考えられている地域への居住、通学、通勤等の経歴のある方における、中皮腫以外の疾病の救済給付認定がもっと容易になるように制度を改正してください。（理由）

このことは、すでに私どもの上記2009年6月18日付け要請にてお願いしています。その後、ごく部分的な改善はあるものの、多くが、未だ不十分、実現されていないのが現状です。

改めて、強く要請いたします。

また特に、資料3の13番の女性の方については、今回の把握結果も考慮され、一日も早い、救済給付認定をお願いいたします。

以上。

テリアル)、河内長野市(東洋)である。そして、その多くは企業が現存していた。西成

区の場合、大阪パッキングが日本インシュレーションと名前を変えて存在していたが、

他の石綿工場は閉鎖している。

たまたま、最初に声をあげた中皮腫の患者が現存企業の近隣住民だったから、会社が実施する健診制度の設立に繋がり、被害者の発掘も出来た。もしこの企業が存在していなかったら被害発掘は困難だったろう。環境被害者の声があがった地域では、クボタ、ニチアスなどの様に企業が現存して、一定の見舞金などの制度がある地域が多い。

泉南阪南地域の様に企業がすでに存在しない地域も有るが、この地域の被害者の多くは労働者だ。河内長野市は企業の見舞金制度は無いが、「(株) 東洋」という工場がかつては「東洋石綿」として石綿を取り扱っていた事は多くの住民が認識できていた。

大阪パッキングのある近隣住民は「高い塀が有って、中で何を作っているのか解らなかった。パッキングという社名から箱でも作っているのかと思った。」と言った。こ

のように何の手がかりも無い状態で、自分は何処で石綿を吸ったのか理解できないままに亡くなっていった被害者もいる。今回の問題は石綿環境公害の実態をよく表わしている。

クボタショックにより、石綿環境公害が明るみに出た。しかし大企業による被害者救済制度の無い地域では、被害者は自分の悲劇の原因を知る契機はほとんどない。

その様な意味でも、石綿工場が存在していた地域での健康リスク調査が全国的に実施されれば、石綿被害の実像が見えてくるだろう。



アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与



世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

発行 日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/book/5043.html>

判型： A 5判 ページ数：248 ページ

定価： 税込み 2,520 円 (本体価格 2,400 円)

職業性胆管がん事件 さらに3件を業務上認定 極めて悪質 SANYO—CYP 社書類送検

大阪1件、福岡2件認定

厚労省は、9月3日（第9回）と10月1日（第10回）に開いた「胆管がん業務上外検討会」で、それぞれ、大阪局管内の1件と福岡局管内の2件を業務上と認定した。これで、印刷業における労災認定件数は24件となった。

報道などによると、大阪の事案は、死亡当時30代の男性で、1997年から2001年までの約4年間、インキの洗浄作業に従事。洗浄剤に含まれていた1,2-ジクロロプロパンに高濃度でさらされて胆管がんを発症、死亡したもので、SANYO—CYP社とは別の会社。

福岡の事案は、同一の会社に就労して、療養中の方は40代で1999年までの7年間、死亡した方は当時は40代で1998年までの12年間、高濃度の1,2-ジクロロプロパンにばく露したということだ。

3名ともいずれも胆管がんとしては、SANYO—CYP社と同様、極めて若年の発症だった。

ただ、厚労省は認定事案の詳細を発表し



書類送検を受け会見（左から岡田俊子さん、
本田真吾さん）

ていないため、使用していた洗浄剤の商品名、所属会社がわからないままだ。同種の被害にあっている労働者がほかにもいることが想定されるので、関連情報は極力、オープンにするべきだ。厚労省の情報公開姿勢は改善が必要だ。

「嚴重処分を」大阪労働局

労災認定事案が徐々に増加するなか、9月26日、大阪労働局は労働安全衛生法違反の疑いでSANYO—CYP社と山村直惠社長を書類送検した。会社と社長の罪が問われるのは、労安法の両罰規定に基づく（労安法122

条)。

労安法違反とされたのは次の3点。

SANYO - CYP社が「本店及び大阪第2工場において、常時50人以上の労働者を使用していた」にもかかわらず、

- 1) 衛生管理者の選任義務違反 (第12条第1項)
- 2) 産業医の選任義務違反 (第13条第1項)
- 3) 衛生委員会の設置義務違反 (第18条第1項)

を犯したとの疑い。

いずれも「2011年4月16日から2012年4月15日に至るまで選任しなかった」として、期間を明示しての容疑で、時効にならない期間に限定したもの。

ただ、罰則は最高で50万の罰金に過ぎない。

通例では、これらの違反がみつかったても行政指導に従えば、書類送検されることがないケースだが、大阪労働局は今回、これらの違反がなければ、被害拡大を防止できた可能性が高いと判断し、書類送検し、起訴を求める「厳重処分」の意見をつけたというこ

とだ。

いつもならお茶を濁すところをこのようにせざるを得なかったのは、さすがに、大阪労働局もメンツが立たぬと考えたか、腹に据えかねたか、というところだろう。

なにしろ、舞台となったSANYO - CYP社の本社工場ビル兼社長自宅は、大阪労働局の南500メートルの目と鼻の先にあるのだ。

ただ、検証されるべきはもう一つあるのではないか。

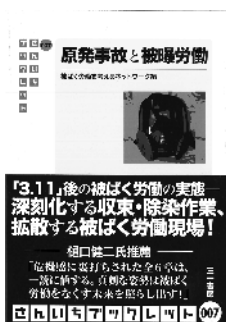
大阪労働局と所轄の大阪中央労基署が、どうしてこの重大事件を見逃してきてしまったのか？。

SANYO - CYP胆管がん被害者の会は書類送検を受けて記者会見を開き、会社は17人が発症し9名が死亡したことの重大さを認識し、真摯に反省し、十分な補償責任を果たすべきだと訴えた。



原発事故と被曝労働

被ばく労働を考えるネットワーク編



本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にとまとめられたものである。

原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るため必読の1冊

さんいちブックレット007 発行 (株)三一書房 1000円+税

釜山高裁、石綿被害集団訴訟の控訴審でも 「政府と日本企業、責任なし」

釜山石綿追放共同対策委「核心的な問題提起に再び棄却」

第二のクボタショックも ー民衆の声 キム・ボン記者

裁判所が国内最初の石綿『環境性被害』と『労働者被害』の集団訴訟控訴審で、再び「国内企業の責任は認めるが、政府と日本企業の責任は認め難い」という判決を行った。市民団体は「司法府まで石綿被害者の苦痛と被害を冷遇している」として「原因提供者に対する法の定規を正しく立て直してほしい」と要求した。

釜山高裁「石綿被害、政府の責任を認めるほどの証拠はない」と控訴棄却

釜山高等法院民事5部は24日、石綿工場の運営会社である第一化学(現・第一E&S)で働き、石綿疾患に罹ったイム・某(62)氏など石綿被害者が、大韓民国、第一化学、日本の石綿大企業であるニチアスを相手に提起した損害賠償訴訟で、控訴を棄却した。

裁判所は「第一化学が石綿曝露被害を最小化できず、損害を賠償する責任がある」と判示したが、政府とニチアスに対する原告の主張は「過失を認めるほどの証拠がない」として、受け容れなかった。

先の一審裁判所も「石綿業者で

ある第一化学に対して、環境性被害60%、労働者被害90%の責任がある」と判示したが、国とニチアスを相手にした請求は棄却した。これに対して石綿被害住民と労働者、第一化学の双方が一審判決の結果を不服として控訴していた。

今まで石綿問題を公けにしてきた市民団体は控訴審の結果に怒りを表わした。

民主労総釜山地域本部、釜山環境運動連合、全国石綿被害者と家族協会などで構成された釜山石綿追放共同対策委は、この日の『石綿環境性被害と労働者被害の集団訴訟控訴審結果記者会見』で、「原告が提起した核心的な問題提起に対する棄却決定によって、原因提供者に対する責任を糾明す



釜山石綿追放共同対策委による控訴審の直後の記者会見

ることができなかつた」と批判した。

石綿追放共同対策委員会は「裁判所が石綿被害に共感して解決したいのなら、原因を提供した石綿取り扱い事業場、韓国政府、該当の多国籍企業にも責任を問わなければならない」とし、「これを通じて法の正義をキチンと立てなければならない」と要求した。

石綿対策委「今でも死んでいく被害者…… 早急な責任糾明」を

パク・ヨング石綿被害者と家族協会会長は「石綿被害が公けにされたのは2007年で、以後毎年死亡者が続いている」。「それにも拘わらず労災の条件もややこしくて、なかなか承認されず、治療は最初から不可能な状況」と訴えた。「被害者はいつ死ぬ分らない、このような状況で、石綿被害に対する政府の責任がなにも問われないのなら、あまりにも口惜しい」と苦しい心境を明らかにした。

イ・フンマン釜山環境運動連合共同代表は「期待をしていたが、結局、一審の裁判結果がそのまま維持されて、非常に残念だ」とし、「これは石綿被害の責任を認める最近の傾向に逆行する処置であり、消極的な判決」と話した。イ代表は「真実が明らかにされ責任が糾明されるまで、最後まで闘っていく」と付け加えた。

釜山石綿追放共同対策委は控訴審の判決文が到着し次第、検討を経て、直ちに上告する方針だ。

一方、釜山石綿追放共同対策委員会は「最

近確認された結果として、釜山・蓮山洞の石綿紡織工場の近隣に居住していた住民の中で、悪性中皮腫患者、石綿肺患者など、追加の被害者が集団的に増えていることが確認された」と明らかにした。共同対策委員会は「石綿による環境性被害者が今迄は16人だったが、最近31人だと分かった」として、「大規模環境性被害が発生する可能性が高いということを示唆している」と憂慮した。

特に日本で、中皮腫患者3人の発表から始まり、270人にまで被害者が急激に増えた『クボタ・ショック』の事例のように、第二のクボタ・ショックが起こることもあり得るという指摘だ。石綿追放共同対策委員会は「今回の被害者の発生は氷山の一角に過ぎず、明らかになっていない被害者が数えきれない程存在する」としながら、「司法府はこの途方もない事態に対して、政府と日本の石綿大企業を法の審判によって断罪し、責任と補償を明確にしなければならない」と要求した。

(2013年9月24日 翻訳：中村猛)



韓国からのニュース

■精神疾患労災認定の障壁

保健福祉部の2011年精神疾患実態疫学調査によれば、18才以上の成人の内、この1年間に1回以上精神疾患を経験した者は人口の16.0%、577万人と推定された。そして成人の15.6%は一生に1回以上、深刻な自殺願望を経験した。1年間に自殺を試みた者は10万8千人である。

それでは2011年の精神疾患による労災承認件数はどれ位になるか？56件が申請され、その内12件が承認された。うつ病3件、適応障害2件、急性ストレス障害3件、外傷後ストレス障害2件、その他2件である。同年に精神疾患関連の死亡(自殺)によって申請された労災件数は46件で、この内14件が承認された。結局、1年間に精神疾患とこれによる自殺で労災申請された件数は100件にしかない。

精神疾患が労災と認定されにくい最も大きな障壁は認識不足の問題である。すなわち精神疾患も労災として承認される病気だという考えを持っていないということだ。精神疾患による自殺のケースも同じだ。他の傷病と違って精神疾患の場合、極めて個人的で、個人の『弱さ』が働くからだ。

二番目の問題は精神疾患に対する社会的な偏見が強いことだ。会社に所属する労働者の場合は一層深刻だ。精神疾患があっても解雇などのおそれと使用者の偏見によってほとんど明らかにできない。鉄道機関士の場合、精神疾患の病歴がある場合は免許を剥奪されるので、外傷事故以後に病院に行くことも難しい構造だ。

結局、精神疾患の症状があっても病院に行きにくい社会的な構造が問題だ。今まで

の精神保健法は単純な精神健康医学と相談だけを受けても、患者を精神疾患の範疇に含ませているとして問題になったが、最近改正された。

三番目の問題は精神疾患に対する法令の構造が貧弱だということだ。産業災害補償保険法は精神疾患に対して特別の規定を置いていない。ただし自殺の場合は一定の要件の下で業務上災害(施行令第36条)と見る。最近の法令改正で施行令の別表に外傷後ストレス障害の要件が新設された。それに加えて、外傷後ストレス障害だけでなく、うつ病、急性ストレス障害、睡眠障害など、労働者の有病率が高い精神疾患の認定要件を新設しなければならない。

四番目は勤労福祉公団の実務的な運用の問題だ。日本の場合「心理的な負荷による精神障害の認定基準」(厚生労働省)のような細かい調査・判断指針がある。

精神疾患の場合、公団の支社で精神科の諮問医師の所見を受けた後に形式的に判断するため、すべての細かいストレスの内容を見ることができない。このため精神科の諮問医師の形式的な所見が業務上疾病判定委員会での重要な根拠となる。最初から単純な医学的判断が作用するのだ。

自殺による労災認定にも大きな問題がある。2008年の法令改正で、今迄に精神疾患の病歴がない場合でも労災として承認されるように範囲が広がったが、これが普遍的に適用されているとは見られない。

特に、裁判所は精神疾患による自殺事件については一貫していない。裁判所は「自殺が、社会平均人の立場から見て到底堪えたり克服できないほどの業務上ストレスと、

それによるうつ病に起因するものでない限り、相当因果関係は認められない」(大法院2008. 3. 13 宣告)と判決しながら、一方で「災害者本人説」(大法院2011. 6. 9 宣告)を掲げている。

精神疾患、特に感情労働者の場合、顧客との葛藤を立証することは非常に難しい。このような立証責任の負担は行政訴訟の段階でも解消されず、却って加重されている。結局、認識不足の問題、社会的偏見、公団の狭い判断と不誠実な運営、裁判所の混乱まで加重された現実が、我が国を精神疾患が労災と認められるのが最も難しい国にしている。2013年9月3日 クォン・ドンヒ公認労務士・労働法律院法律事務所「未来」

■ 1年間に重大災害を3回起こした事業場は全面操業停止／労働部、重大災害予防総合対策を発表

雇用労働部は13日、死亡事故など重大産業災害を1年間に3回起こした事業場には、全面作業停止措置が出される、これと同時に、元請け業者が労災予防関連法令に違反すると、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金が賦課される、このような内容の『産業現場重大災害予防総合対策』を中央安全管理委員会に報告した。対策は、来年の施行を目標に立法が推進される。

産業安全保健法に違反して重大災害が発生した場合、該当の工程に作業中止命令が出される。1年間に重大災害が3回発生すれば安全管理システムが改善されるまで作業が全面停止される。重大災害とは死亡者の発生、同時に10人負傷、重傷者2人以上発生など。違法事業場のCEOは罰則の教育を強制的に受け、法違反件数当たり最高1千万ウォンの過怠金が賦課される。事業場名も官報に掲載される。

元請けの責任を強化する内容も対策に含

まれた。元請け業者に労災予防措置を義務付ける場所を増やし、安全保健総括責任者の選任義務を、製造業・建設業ではすべての業種に拡大する。下請け業者の災害率を元請け業者の災害率に合算・管理して元請けの責任を強化し、元請けが産業安全関連法令に違反した場合、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金(現行1年以下懲役または、1千万ウォン以下罰金)を賦課する。2013年9月16日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■ 『サムスン電子の職業病被害』を国連人権理事会に陳情

民主社会のための弁護士会(民弁)と半導体労働者の健康と人権守りパノリム(パノリム)が25日、国連人権理事会にサムスン電子の職業病被害を陳情した。2団体は国連人権理事会の人権擁護者特別報告官、危険物質または有害廃棄物特別報告官、健康権特別報告官に陳情書を提出した。

特別報告官は人権侵害の事例が受け付けられれば、陳情書の内容の真偽を把握するために事実関係に関する政府の意見書を求める。事案によっては特別報告官名義で公開声明を発表して、憂慮を表明したり、是正を求める。事案が重大だと判断されれば特別報告官が現地を訪問することもある。韓国には2010年と今年5月に、それぞれ国連の表現の自由特別報告官と人権擁護者特別報告官が訪問して調査を実施している。

両団体は国連人権理事会に、△サムスン電子の人権擁護妨害活動を中止するための措置、△第三者による調査、△韓国政府が労働者の健康権を保護するために国際基準を遵守するようにする措置、△特別報告官の公式の訪問調査を要請した。2013年9月26日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者(翻訳:中村 猛)

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第20回弁論報告

大阪

ついに20回目の弁論である。特に変わったことがあるわけではないが、毎回、開廷前に書記官から「〇〇建設の代理人はいらっしゃいませんか」と出席の確認が行われるが、今回は西松建設に対する確認が行われなかった。「ついに出廷したか！」と一同緊張したが、いつもどおり今回も欠席らしい。裁判所も「西松建設は出廷しない」と割り切っているようである。

原告からは前回の弁論で主張を尽くしているが、未だに不十分であると被告が判断している場合は、重ねて原告からどのような主張が求められるのか、今回の弁論までに具体的に指摘することになっていた。この結果、ほとんどの被告は書面を提出しなかったが、前回に引き続き大林組が張り切って60ページにも及ぶ準

備書面と訴訟進行に関する意見書を提出してきた。大林組は原告15名中10名を相手にしなくてはならないこともあり、他の被告から「この裁判、負けたら大林組さんが2/3は負担してもらわないと」などと言われているのかもしれない。

その内容は、前半が医学的知見と予見可能性に関する総論上の反論で、要点は「はつり作業でじん肺になるなど誰も分からなかった」というものである。現場を指揮し、大量の粉じんが出ていることを目の当たりにして「ほこりでじん肺になるとは思ってもいなかった」というのだから暴論としか言いようがない。さらに、この書面で、大林組は安全配慮義務について、「厳しくマスク着用の指導をしていたので法律上求められる安全配慮を怠っ

てはない」と主張している。その根拠は建設じん肺研究会のまとめた「はつり労働者の健康調査」に、防じんマスクの着用率が1980年代では80%、1990年代ではほぼ全職場で着用されるに至ったという表記であり、これだけをもって安全配慮義務を果たしたつもりでいるのである。

「はつり労働者の健康調査」を証拠として提出しているが、この調査報告は元請ゼネコンに対して批判的な内容も多く含んでいる。目下、大林組にならって「はつり労働者の健康調査」から一部を引用して準備書面を作成している被告が1、2社に過ぎないところを見ると、この資料をそのまま証拠として提出することが必ずしも被告に利するとは言えないと理解しているからであろう。

まったく書面を読んでいない 村本建設

大林組の提出した「はつり労働者の健康調査」を無批判に引用した被告のひとつが村本建設である。大林組の書面をそっくり書き写

しており、まったくひねりがない。また、今回陳述された村本建設の書面から、原告が提出してきた書面を村本建設が読んでいないことが判明した。村本建設は、「原告ら陳述書に対する意見」という書面で各原告の主張で不十分な点を指摘している。しかし、いずれの指摘もすでに原告が書面で明らかにしているものばかりであり、原告代理人をいたずらに混乱させるば

かりであった。こんな内容だと分かっていたら、先生方も村本建設の代理人を法廷でとっちめてくれたに違いないが、残念なことに弁論期日ぎりぎりになって書面が提出されると期日までに読んでいない時間がない。

知念さん証拠保全へ

原告の知念さんの体調がこここのところ芳しくない。胸が痛い、息苦しいとききに訴える。歩く姿もすっ

かり弱々しくなり、ついには入院までするようになった。このため、証拠保全の手続きに入った。知念さんも、以前徳田さんが行ったように、本人尋問を予め行っておくことになる。他の原告も必ずしも体調が万全という状態ではなく、これから寒くなってくるためくれぐれも体調管理には気をつけて過ごしてもらいたい。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://joshrc.info/

メンタルヘルスの労働相談



メンタルヘルス・ケア研究会 著

職場いじめ、パワハラ、セクハラ、うつ、自殺願望の労働相談が急増している。その背景には、リストラや倒産、サービス残業などの長時間労働、成果主義賃金などさまざまな要因が絡み合っている。個人的に起こっている問題は会社的、社会的な問題なのだ。

本書は、SOSを発している相談者に寄り添い、相談を受ける側の心構え、相談の仕方、会社との交渉、労災申請、会社の協力の下での職場復帰プロセス、アフターケアなどを具体的に分かりやすく解説。メンタルヘルス・ケアの労働相談マニュアルの決定版であるとともに、相談当事者・関係者必携の書！（2011.7）

緑風出版 四六判上製／244頁／1800円

9月の新聞記事から

- 9/2 午後2時5分ごろから2時半ごろにかけて、埼玉県越谷市と同県松伏町、千葉県野田市などで竜巻とみられる突風があり、少なくとも67人が重軽傷、540棟以上の建物が損壊。電柱倒壊やトラック横転なども相次いだ。被害は越谷市西側のさいたま市岩槻区で最初に発生し、越谷市、松伏町、野田市と北東方向に約13.8キロの地域。
- 9/3 厚生労働省の専門家検討会は新たに大阪府の印刷会社の元労働者の男性を労災認定すべきだと結論。今後、遺族に通知し認定手続きをする。男性は死亡当時30代、職場で1997年から2001年までの約4年間、インキの洗浄作業に従事。「1、2ジクロロロブパン」に高濃度でさらされ、胆管がんで死亡した。サンヨー社とは別の会社。
- 9/4 福井県立高校の元教諭の40代女性が、在職中に同僚の男性教諭からセクハラを受けた上、県教委に相談しても適切に対応してもらえず退職に追い込まれたとして、元教諭が同県に約1700万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が名古屋高裁金沢支部であった。裁判長は元教諭の訴えを棄却した1審・福井地裁判決を変更し、県に慰謝料など約90万円の支払いを命じた。
- 9/5 大阪市西成区で操業していたアスベスト製品工場、大阪パッキング製造所（現日本インシュレーション）の周辺住民16人に石綿が原因とみられる健康被害が出ていることが分かった。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」によると、発症したのは中皮腫や胸膜プラークで15人はこの工場での勤務経験はなく、1人は元労働者だった。住民は50年ほど前まで工場から半径300m以内に住んでいた。工場は1960年まで操業。近隣住民の70代男性が中皮腫を発症し、周辺住民の健康調査をしていた。支援団体では大阪市や国に詳しい調査を求める。
- 9/9 東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷容疑などで告訴・告発された当時の東電幹部や菅直人元首相など政府関係者ら計42人について、東京地検は全員を不起訴とした。告訴人のうち福島県の住民や避難者でつくる「福島原発告訴団」は処分を不服として、検察審査会に審査を申し立てることを明らかにした。
- 9/11 秋田書店が漫画雑誌の読者プレゼントで景品数を水増し掲載していた問題で、懲戒解雇された元社員の女性が同社などを相手取り、社員としての地位確認と賃金支払い、パフハラの慰謝料330万円を求め東京地裁に提訴した。女性は会社に不正を抗議していた。また、女性はパフハラや長時間労働が原因で精神疾患を発症したとして中央労働基準監督署へ労働災害を申請した。
- 9/13 今年3月長野県松本市の長野自動車道下り線で大型トラックなど10台が絡み、1人が死亡、約30人が軽傷を負った事故で、北大阪労働基準監督署は死亡したトラックの運転手に違法な時間外労働をさせていたとして労働基準法違反容疑で、運送会社「東井運輸株式会社」と労務管理を担当する男性社長を書類送検した。
- 9/17 京都、滋賀、福井の3府県に初の大雨特別警報が出された台風18号は、大雨による土砂崩れなどで岩手、福井、滋賀の3県で3人が死亡。岩手、福島、三重、兵庫の4県で5人が行方不明。総務省消防庁のまとめでは、埼玉、神奈川、愛知など22都府県で131人が負傷。住宅被害は、埼玉、

福井両県などで全壊が34棟、半壊・一部損壊が807棟に上った。

- 9/20 福島第一原子力発電所などで働く人たちの健康診断結果を厚生労働省が分析、白血球の数が多しなど再検査や治療の必要性が指摘された人の割合が、原発事故前に比べて増えていることが分かった。厚生労働省は今後詳しい疫学調査を行う。第一原発と第二原発を所管する労働基準監督署の管内では、去年、545の事業所で合わせておよそ6700人が特別な健康診断を受け、結果、医師の所見が付いた人が284人と全体の4.21%で、事故が起きる前の平成22年と比べて4倍余り。
- 9/24 大阪市の印刷会社サンヨー・シーフィーの現元従業員17人が胆管がんを発症し労災認定された問題で、同社は在職死亡した元従業員1人の遺族に1000万円、発症した現職の従業員2人にそれぞれ400万円の補償金を支払い示談が成立したことを明らかにした。示談の成立と補償の提示額が表面化したのは初めて。
- 9/25 大阪市西成区千本中2にあった石綿製品工場近隣の住民・元住民に石綿被害が確認された問題で、患者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」などは環境省が実施している石綿健康リスク調査に参加するよう、大阪府に要請した。市が参加を決めれば、住民らは専門家の健康診断を無料で受けられる。環境再生保全機構による石綿健康被害救済法の救済認定者アンケート調査で、公害が疑われる人は大阪府に96人おり、263人の兵庫県尼崎市に次ぎ、全国の市区町村で2番目に多い。石綿製品工場は大阪市内に70カ所以上で、西成、西淀川、東淀川の各区に集まっていた。
- 9/26 大阪労働局は、従業員などが相次いで胆管がんを発症した大阪の印刷会社サンヨー・シーフィーが、法律で定められた産業医や労災を防ぐための管理者を置いていなかったなどとして、この会社と社長を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した。
- 藤井寺市で解体中のアパートにアスベストが含まれていることがわかり、大阪府が解体業者に飛散防止対策を求めたにもかかわらず措置がとられなかったとして、府が大気汚染防止法違反の疑いで大阪府警に業者を刑事告発した。大阪府によると工事中の今年5月に府に匿名の情報提供があり、府が調査をした。
- 9/28 過労死をめぐる、両親が大手居酒屋チェーン「日本海庄」の経営会社を訴えた裁判で、最高裁判所は会社側の上告を退け、経営陣にも責任があるとした判決が確定した。2007年、「大庄」に入社した吹上元康さんが、平均100時間以上の残業を強いられ過労死し、一審と二審は「月80時間の残業を含んだ給与体系は不合理」としたほか、過重労働を改善しようとしなかった経営陣にも責任があるとし、会社と社長ら4人にに対し、およそ8000万円の賠償を命じていた。判決は今年24日に最高裁が支持し確定した。
- 兵庫県姫路市の日本触媒姫路製造所で昨年9月、37人が死傷したタンク爆発事故で、兵庫県警網干署捜査本部は、事故の可能性を予見しながら冷却作業を怠るなど安全管理体制が不十分だったとして、業務上過失致死傷容疑で早ければ年内にも、現場責任者ら数人を書類送検する方針であることが分かった。